

令和6年度「認知症バリアフリー」地域づくり推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、次条に掲げる目的を達成するために、予算の範囲内において「認知症バリアフリー」地域づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、企業や地域団体等が行う、認知症への理解促進や認知症の人への対応力向上、環境整備等の取組に要する経費に対して補助金を交付することにより、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

(補助金の対象等)

第3条 補助金の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 県内の企業や地域団体等が行う、認知症への理解促進や認知症の人への対応力向上、環境整備等の取組であること。

(2) 他の補助金、助成金の交付およびこれらに類する支援を受けていない事業であること。

2 補助金の対象者は、前項に規定する事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）とする。なお、補助事業者は、補助対象事業の実施にあたって、認知症の人やその家族等の意見を聴くよう努めることとする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に定める基準額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率および補助限度額により得た額を交付額とする。

(事業計画の策定)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、事業計画および事業の実施に要する経費に関する調書を別記様式第1号により作成し、別途知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条の規定による計画書の提出があったときは、当該計画書の審査および必要に応じて行う事情聴取等によりその内容を審査し、補助対象事業として適当と認めるときは予算の範囲内で必要な調整を行ったうえで、補助金の額の内示を行うものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号)」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(5) 補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することがあった場合には、補助額の全部または一部を県に納付させることができる。

(6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、別記様式第 5 号により報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(計画の変更および中止の承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次の各号の一に該当するときは、すみやかに変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。

(2) 事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、第1項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第4号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月)または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第5条の規定に基づく事業計画の策定、第7条の規定に基づく交付申請、第8条(7)の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第9条の規定に基づく計画の変更および中止の承認、第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第14条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協

力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(その他)

第 15 条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項について、その都度これを定める。

(付 則)

この要綱は、令和 6 年 5 月 29 日から施行し、令和 6 年度補助金に適用する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費		3 補助率および補助限度額
1 企業・団体あたり 30 万円	補助対象事業の実施に要する次の経費		補助率は補助対象経費の 3分の2以内とし、 補助限度額は、1 企業・団 体あたり 20 万円以内とす る。
	経費区分	経費の内容	
	報償費	外部専門家・当事者謝金	
	旅費	外部専門家・当事者の招へ いにかかる旅費 移動、宿泊に係る経費	
	需用費	消耗品費、茶菓代、図書購 入費、印刷製本費、修繕費	
	役務費	案内等の郵送代、広告宣伝 費等	
使用料	会場使用料、機材リース料 等		